滋賀県	長浜市　近江八幡市　守山市　栗東市　野洲市　東近江市	
	蒲生郡	竜王町
	犬上郡	豊郷町　甲良町
福岡県		柳川市　筑後市　中間市　小郡市　朝倉市
	鞍手郡	鞍手町
	朝倉郡	筑前町
	三潴郡	大木町
	築上郡	上毛町
佐賀県		佐賀市　鳥栖市　武雄市
	神埼郡	吉野ヶ里町
	杵島郡	大町町　江北町　白石町
熊本県		八代市
	上益城郡	嘉島町
	球磨郡	あさぎり町
大分県		宇佐市
宮崎県		西都市
	児湯郡	都農町
鹿児島県	大島郡	天城町　和泊町
沖縄県	島尻郡	南大東村　北大東村

○経済産業省告示第四十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

番号	業種	指定期間
一	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む。）（製造加工設備を有するもやし栽培農業、作業所内において工場的生産設備（最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。）をもって生産及び卸売するきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場的生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。）	令和八年四月一日から令和八年六月三十日まで
二	工芸農作物農業（製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。）	

三	素材生産業
四	素材生産サービス業
五	石炭鉱業（石炭選別業を含む。）
六	花こう岩・同類似岩石採石業
七	石英粗面岩・同類似岩石採石業
八	安山岩・同類似岩石採石業
九	大理石採石業
十	凝灰岩採石業
十一	粘板岩採石業
十二	砂・砂利・玉石採取業
十三	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業
十四	耐火粘土鉱業
十五	ろう石鉱業
十六	ドロマイト鉱業
十七	長石鉱業
十八	けい石鉱業
十九	天然けい砂鉱業
二十	石灰石鉱業
二十一	その他の窯業原料用鉱物鉱業
二十二	ベントナイト鉱業
二十三	滑石鉱業
二十四	他に分類されない鉱業
二十五	一般土木建築工事業
二十六	造園工事業
二十七	とび工事業
二十八	土工・コンクリート工事業
二十九	特殊コンクリート工事業
三十	タイル工事業